適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年３月 30 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　エヌディーシー　インベストメント　ピーティーイー　エルティーディー

変更後の所在地　６　マリーナ　ブールバード　#02―24　ザ　セイル　アット　マリーナ　ベイ　シンガポール

⑵　名称　プライム・プラス有限会社

変更後の所在地　東京都新宿区四谷二丁目９番地15あると綜合事務所内

⑶　名称　プライム・プロパティ有限会社

変更後の所在地　東京都新宿区四谷二丁目９番地15あると綜合事務所内

２　名称の変更のあった者

変更前の名称　プルデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

変更後の名称　イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成24年２月29日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 24 年３月 30 日

財務大臣　安住　　淳

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成24年２月29日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	15,223	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	9,186	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	3,823	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成〇年〇月〇日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成24年４月28日までに近畿財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①23959003327②中西　政人③中西　政人④兵庫県神戸市北区青葉台22―11

①20461001082②中所　一憲③中所　一憲④和歌山県岩出市山崎10―２―101

①21058005707②株式会社日本総合査定センター③柏倉　勝三④大阪府大阪市中央区今橋１―１―１

①21659004491②日栄開発株式会社③大槻　　豊④尼崎市杭瀬南新町４―９―23

平成 24 年３月 30 日

近畿財務局長　池田　篤彦

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　フジノ石油株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　藤野　雅士

３．住所　滋賀県東近江市五個荘竜田町254番地

４．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　11,351,802円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額　16,785,969円

※配当に当たっては、資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付手続きに要した費用を控除した額について配当を実施する。

平成 24 年３月 30 日

近畿財務局長　池田　篤彦

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　フジノ石油株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　藤野　雅士

３．住所　滋賀県東近江市五個荘竜田町254番地

４．権利の実行の対象となる発行保証金の額　11,351,802円

５．意見聴取会の期日　平成24年４月11日（水）午後２時

６．意見聴取会の場所　滋賀県大津市京町三丁目１番１号　大津びわ湖合同庁舎１階会議室

７．上記発行者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。

なお、当日病気その他やむを得ない理由により、意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して意見聴取会における陳述に代えることができる。

平成 24 年３月 30 日

近畿財務局長　池田　篤彦

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５１６９号

新潟県長岡市滝谷町2054番地７

申立人　諏訪弥須雄

本籍新潟県長岡市濁沢町1057番地３、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山432番地、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日平成24年１月11日、出生の場所新潟県古志郡太田村、出生年月日大正４年６月22日、職業無職

被相続人　亡　川上　嘉松

新潟県三条市桜木町10番７号、事務所新潟県三条市東裏館２丁目18番６号

相続財産管理人　大島留美子

新潟家庭裁判所長岡支部